

高知県公報

発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次	ページ
告示	
○令和5年度自衛官候補生の募集期間等 (危機管理・防災課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 (福祉指導課)	1
○大規模小売店舗の変更の届出に関する意見の概要 (経営支援課)	1
○道路の区域変更 (道路課)	1
○道路の供用開始 (")	1

告 示

高知県告示第553号

自衛隊法施行令 (昭和29年政令第179号) 第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間等を次のとおり告示する。

令和5年8月14日

高知県知事 濱田 省司

- 男子及び女子 (令和5年11月並びに令和6年3月及び4月採用予定)
 - 募集期間 随時 (最終期限は、令和5年9月13日 (水))
 - 試験種目、試験期日及び試験会場等

試験種目	試験期日	試験会場
筆記試験 適性検査	令和5年9月16日 (土) から同月18日 (月) までの間のいずれか1日 (筆記試験及び適性検査は、同日内とすること。)	受験者が保有する端末からインターネット回線を利用する方法により実施する。

口述試験 身体検査	令和5年9月23日 (土) から同月25日 (月) までの間で、いずれか指定する日	香南市香我美町上分3390 高知駐屯地
--------------	---	------------------------

- 問い合わせ先
自衛隊高知地方協力本部
電話番号088-822-6128
ホームページアドレス <https://www.mod.go.jp/pco/kochi/>

高知県告示第554号

医療機関について、次のとおり生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の指定をした。

令和5年8月14日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称 医療機関の所在地 指定年月日
訪問看護ステーション和ごころ 安芸市庄之芝町1-46 令5・3・1
つばき訪問看護ステーション 香南市野市町西野2360-1 グラシアランピア野市101 7・1

高知県告示第555号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和5年8月14日

高知県知事 濱田 省司

- 法第8条第1項の規定により高知市から聴取した意見 (以下「意見」という。) の対象となった届出に係る告示
令和5年5月高知県告示第263号
- 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
mac福井店
高知市福井町字青サレ1056番地ほか
- 意見の概要
交通事故防止に万全を期すること。特に歩行者の安全には十分に注意すること。
当該事業所内に騒音規制法、振動規制法、高知県公害防止条例及び高知市公害防止条例に定められた施設等を有する場合、届出の必要がある。一定規模以上の排気ファン (送風機) や冷暖房機等が該当する。
当該箇所は、騒音規制指定地域の第1種区域又は第2種区域に指定されており、上記施設を有する場合、敷地境界において

騒音規制基準が適用される。当該届出資料で予測された、地点A'、B'及びC'の夜間における騒音レベルの最大値はこの基準値を上回る数値となっている。可能な限り防音対策を実施し、環境の保全に努めていただくとともに、周辺の住民から苦情等が発生した場合には、騒音防止に努めること。

生ごみの保管に当たっては、保管施設の密閉性を確保するとともに、適正な温度管理の実施等防臭・徐臭のための適切な対策を行うよう配慮すること。

高知県告示第556号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和5年8月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年8月14日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 高知伊予三島
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐郡大川村小松字サメスガ谷90番地先から土佐郡大川村小松字コヲジガ谷142番7まで	前	7.2 } 40.3	137
土佐郡大川村小松字コヲジガ谷142番2から土佐郡大川村小松字コヲジガ谷142番7まで	後	26.7 } 40.3	137

高知県告示第557号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和5年8月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年8月14日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 佐喜浜吉良川

3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
室戸市佐喜浜町字樫山3606 番1地先から 室戸市佐喜浜町字樫山3590 番3まで	144	令和5年8月14 日